

埼例規第27号・交企・交規

平成10年3月31日

埼玉県警察本部長

埼玉県交通安全活動推進センターに関する運用要領の制定について（例規通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の31第1項の規定に基づき埼玉県交通安全活動推進センターを指定したことに伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成10年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、埼玉県道路使用適正化センターに関する運用要領（昭和62年例規第27号・交規）は、廃止する。

## 別添

### 埼玉県交通安全活動推進センターに関する運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、別に定めがあるもののほか、埼玉県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）に関する運用について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 業務の委託

次に掲げる業務をセンターに委託するものとする。

##### 1 委託する業務の範囲

###### (1) 照会等業務

ア 道路における車両の駐車及び交通規制並びに道路使用に関する照会、相談及び広報活動に関すること。

イ 道路における適正な車両の駐車及び道路使用に関する啓発活動に関すること。

###### (2) 調査業務

ア 道路使用許可条件の履行状況の調査、確認に関すること。

イ 道路使用許可後の原状回復状況の調査、確認に関すること。

###### (3) 研修業務

地域交通安全活動推進委員に対し、委嘱時講習、定期講習等必要な研修を行うこと。

###### (4) 連絡調整業務

地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行うなどその任務の遂行を支援すること。

##### 2 委託方法

###### (1) センターに業務を委託するときは、委託契約書を交わして行うものとする。

(2) 前記(1)の規定にかかわらず、警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる道路使用許可をしたときは、その都度調査委託書（別記様式第1）をセンターに送付し、調査業務を委託するものとする。

ア 国道及び県道における道路使用で、その期間が10日以上のもの

イ 市町村道における道路使用で、その期間が1か月以上のもの

ウ その他署長が調査業務を必要と認めるもの

#### 第3 取扱責任者の指定

交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）及び署長は、委託業務を適正に処理するため、取扱責任者を指定するものとする。

#### 第4 調査業務に関する措置

##### (1) 調査結果の報告の受理

ア 署長は、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第5条のセンターの調査員（以下「調査員」という。）が調査業務従事中に応急的措置を要すると認められる事項を確認したときの通報を受理するものとする。

イ 署長は、調査結果について、センターから報告を求めるものとする。

##### (2) 調査結果に対する措置

ア 署長は、前記(1)アの通報を受理したときは、調査員に対し現場において現場責任者等に対して必要な措置を講じさせるように指示するとともに、速やかに職員を派遣して、指導、警告等の措置を講じせるものとする。

イ 署長は、前記(1)アの通報を受理した場合で工事関係者がいないときは、調査員に必要、可能な応急処置を依頼するとともに、職員に必要な措置を講じせるものとする。

ウ 署長は、前記(1)ア及びイの通報及び調査結果報告に基づき必要があるときは、当該申請者に出頭を求め、指導、警告等の措置を講じるとともに、その結果を明らかにしておくものとする。

なお、当該申請者が著しく許可条件に反すると認めるときは、違反として検挙するなど、適切な措置を講じるものとする。

##### (3) 報告

署長は、センターに委託した毎月の調査状況を調査委託状況報告書（別記様式第2）により、翌月5日までに交通規制課長を経て報告するものとする。

##### (4) 簿冊の備付け

署長は、調査の委託状況を明らかにするため、調査委託処理簿（別記様式第3）を備え付けるものとする。

#### 第5 研修結果報告等の受理

- 1 交通総務課長は、研修業務及び連絡調整業務の実施結果について、センターから報告を求めるものとする。
- 2 交通規制課長は、照会等業務の実施結果について、センターから報告を求めるものとする。

#### 第6 協議会の運営等

交通総務課長又は署長は、地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関し、センターと緊密な連携を図るものとする。

#### 第7 報告

交通総務課長、交通規制課長又は署長は、委託業務に関し、特異な事案があったときは、その都度文書により本部長に報告するものとする。

#### 第8 センターに対する支援等

- 1 交通総務課長、交通部交通指導課長、同部交通捜査課長（以下「交通捜査課長」という。）、交通規制課長、交通部運転免許本部運転免許試験課長（以下「運転免許試験課長」という。）及び署長（以下「主管課長等」と総称する。）は、センターの事業に関し、施設又は資機材の貸出し、交通統計等の資料の提供等により、その事業の円滑な運用が図られるように必要な配慮を行うものとする。
- 2 主管課長等は、センター業務が適正かつ円滑に推進されるよう積極的にセンターに対し指導、助言を行うものとする。

#### 第9 変動届出書の受理等

交通総務課長は、埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年埼玉県公安委員会規則第3号。以下「県公安委員会規則」という。）別記様式第6の埼玉県交通安全活動推進センター職員異動届出書をセンターから受理したときは、その写しを関係所属長に送付するものとする。

#### 第10 解任勧告

- 1 調査員
  - (1) 署長は、調査員が国家公安委員会規則第8条に規定する解任の勧告の必要を認めたときは、解任勧告報告書（別記様式第4）にその事実を証明するに足りる資料を添付し、交通規制課長を経て報告するものとする。
  - (2) 交通規制課長は、解任勧告報告書を受理したときは、事実関係等を審査し、解任が相

当と認めるときは、交通部長に上申するものとする。

## 2 交通事故相談員

交通捜査課長は、国家公安委員会規則第4条の交通事故相談員が国家公安委員会規則第8条に規定する解任の勧告の必要を認めるときは、解任勧告報告書により交通部長に上申するものとする。

## 3 運転適性指導者

運転免許試験課長は、国家公安委員会規則第6条の運転適性指導者が国家公安委員会規則第8条に規定する解任の勧告を必要を認めるときは、解任勧告報告書により交通部長に上申するものとする。

## 4 解任勧告の送付等

交通捜査課長、交通規制課長又は、運転免許試験課長は、解任勧告の決定があったときは、県公安委員会規則別記様式第12の解任勧告書をセンターに送付する。この場合において、交通規制課長は、その旨を当該署長に通知するものとする。

## 第11 報告又は資料の提供要求等

1 交通総務課長は、センターの財産の状況又は事業の運営に関し報告を求める必要があるときは、県公安委員会規則別記様式第11の報告・資料提供要求書により報告又は資料の提出要求の措置をとるものとする。

2 交通総務課長は、提出を受けた報告又は資料の内容を検討した結果、センターの財産の状況又はその事業の運営に関し、改善が必要であると認めたときは、センターに対して、改善の措置をとるべきことを命ずる手続をとるものとする。

## 第12 指定の取消しの上申

交通総務課長は、センターが法第108条の31第3項に規定する改善措置命令に違反し、当該センターの指定を取り消す必要があると認めるときは、指定取消上申書（別記様式第5）を作成し、当該手続をとるものとする。

### 実施日

この例規通達は、平成10年4月1日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成22年3月30日務第770号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

別記様式第1 (第2関係)

申請年月日	年　月　日		第　号
調　査　委　託　書			
申　請　者			
道路使用の目的			
場所又は区間			
期　間	年　月　日	時から	年　月　日　時まで
方法又は形態			
添　付　書　類			
現　場 責任者	住　所		
	氏　名	電話	
上記に対する道路使用許可条件履行状況等の調査を委託します。			
財団法人埼玉県交通安全協会 埼玉県交通安全活動推進センター			
代表者		殿	
警　察　署　長			

## 別記様式第2 (第4関係)

第 号  
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

警 察 署 長

## 調査委託状況報告書

調査の委託状況を次のとおり報告します。

( 月分)

区分	道 路 别			警察署長が 必要と認め たもの	計
	国 道	県 道	市 町 村 道 (1か月以上)		
委託件数	件	件	件	件	件
報告件数	件	件	件	件	件
未報告件数	件	件	件	件	件

別記様式第3 (第4関係)

# 調查委託辦理簿

## 別記様式第4 (第10関係)

第 号  
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

課(署)長

## 解任勧告報告書

交通事故相談員  
 次のとおり調査員の解任勧告が必要と認められるので報告します。  
 運転適性指導者

該当員	変動 年月日	年 月 日	
	本籍		
	住所		
	氏名 生年月日	年 月 日 (歳)	
解任の理由			
※ 上申意見			
※ 解任状況	解任勧告決定年月日	解任年月日	解任勧告書交付番号
	年 月 日	年 月 日	

※ 印欄は、記入しないこと。

別記様式第5 (第12関係)

第 号  
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

交 通 部 長

指 定 取 消 上 申 書

次の法人に係る埼玉県交通安全活動推進センターの指定の取消しの上申をします。

被 上 申 者	法 人 名	
	法人の住所	
	法人の代表者	
	指定年月日	
上 申 事 由		